

令和7年度沖縄県産業人材育成計画(仮称)に関するニーズ調査及び策定業務委託
企画提案実施要領

この業務委託の公募については、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業であることから、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないものである。

1 委託事業名：沖縄県産業人材育成計画（仮称）に関するニーズ調査及び策定業務委託

2 事業目的及び概要

本事業は、県が実施する産業人材を育成するための施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業能力の開発及び向上を促進し、本県経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。職業能力開発促進法に基づき、国（厚生労働大臣）が策定する職業能力開発基本計画に踏まえ、本県の職業能力開発施策の基本的方向を示す「第12次沖縄県職業能力開発計画（令和8～12年度）」の策定に資するニーズ調査と分析を実施する。

併せて、沖縄県立職業能力開発校の老朽化した施設の状況を踏まえ、時代の要請を反映した訓練科の再編等を内容とする「沖縄県職業能力開発校のあり方(訓練科再編)」を策定する。

3 契約期間： 契約締結の日から令和8年3月31日

4 委託上限額：20,535千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案にあつては、総額20,535千円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

5 委託業務及び企画提案の内容

「令和7年度沖縄県産業人材育成計画(仮称)に関するニーズ調査及び策定業務委託 仕様書」業務委託企画提案仕様書のとおり

6 参加資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアム等とする。

(1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1人以上がこの要件を満たすこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てが以下のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を 1 者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。
- また、管理法人は、当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び管理能力を有することを要件とする。
- (7) コンソーシアムの構成員として企画コンペ参加申込みを行う場合は、他のコンソーシアムの構成員及び単体企業等として重複参加する者でないこと。
- (8) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

7 スケジュール及び企画提案参加方法

以下のスケジュールに従い、期日までに必要書類を添えて参加申込・企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案実施説明会

1. ア 日 時：令和 7 年 2 月 27 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
2. イ 場 所：県庁 14 階商工労働部会議室【那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号】
- ウ 説明会参加申込受付
- (ア) 申込方法：電子申請（下記 URL 参照）で申込。

【 URL 】

https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4861

(イ) 申込期限：令和7年2月26日(水)17:00まで

エ 参加人数は、1法人につき2名までとする。

※説明会への参加は企画提案の参加申込要件ではない。

(2) 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問がある場合には、電子申請【下記URL】で受け付ける。

【 URL 】

https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4856

ア 受付期間：令和7年3月3日(月)17:00まで

イ 回答方法：沖縄県商工労働部労働政策課ホームページへの掲載により、まとめて回答を行う。回答日は令和7年3月5日(水)を予定

(3) 企画コンペ参加申込書及び企画提案書等の提出

企画提案書等の内容は、令和7年度沖縄県産業人材育成計画に関するニーズ調査及び算定業務委託 仕様書に基づき作成の上、以下のとおり提出すること。

ア 提出期限：令和7年3月10日(月)午後4時必着

イ 提出書類：

(ア) 【様式1】企画提案参加申込書

(イ) 【様式2】企画提案応募申請書

(ウ) 【様式3】法人(会社)等概要 ※様式3に示す資料を添付すること

(エ) 【様式4】業務実績

(エ) 【様式5】積算見積書

(オ) 【様式6】誓約書

(カ) 【様式7】コンソーシアム構成書 (※コンソーシアムのみ)

※コンソーシアムの場合、「(ウ)【様式3】法人(会社)等概要、(エ)【様式4】業務実績、(オ)【様式5】誓約書については、構成員ごとに作成し提出すること

(キ) コンソーシアム協定書 (コンソーシアムのみ)

※当該が提示したひな型を使用することとし、必要に応じて条項を追加することは構わないが、条項を削除することは原則として認めない。

(ク) 企画提案書

(任意様式。A4版30ページ以内(表紙含む。片面印刷)、長辺綴り)

企画提案の内容は、別添企画提案仕様書を参照しながら次の各項目について記述すること

①提案概要

②業務の実施内容

③委託業務の実施体制

④委託業務スケジュール

ウ 提出方法：上記イに掲げる提出書類は、紙で1部ずつ(ア)～(ク)の順番にインデックスを付けて編綴し、1部ずつフラットファイルに綴って、合計9部(正1部、コピー8部)をつけてアの期限までに、下記エに持参若しくは郵送すること。郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに確実に届くようにすること。

エ 提出場所：沖縄県商工労働部 労働政策課 人材投資推進班

8 企画提案書の審査

(1) 第一次審査（書面審査）

労働政策課において、参加要件、企画提案の内容等について書面審査を行ったうえで、上位数者を選定する。選定された提案者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった提案者に対しては、結果のみを通知する。結果の通知は、電子メール及び書面で行う。（コンソーシアムの場合は管理法人あて）

※結果通知日：令和7年3月14日（金）頃を予定

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

委託業者選定要領に定める選定委員会において、第一次審査で選定された提案者のプレゼンテーション、企画提案書、事業実績、実施体制、経費、質疑応答等の内容について審査し最も優れた提案者を決定する。

※参加状況により書類審査を実施する場合がある。

ア 日時：令和7年3月25日（火）午前10時以降（予定）

イ 会場：沖縄県庁会議室（変更する場合もある）

ウ 審査会場への入場者は1応募者につき2名以内とする。

エ 審査員が理解しやすいように、提出した企画提案書等を用いて、簡潔な説明に努めること。PC及びプロジェクターの使用は認めない。

オ プレゼンテーションの時間枠については、第一次審査結果と同時に通知する。1者あたり説明時間10分程度、質疑応答時間10分程度を想定しているが、審査件数によって変動する。

カ 第二次審査の結果の通知は、4月以降に電子メール及び書面で行う。（コンソーシアムの場合は管理法人あて）

キ 審査における評価の内容、経過等の問い合わせには応じない。

ク 選定委員会により選定した者が辞退した場合、又は県との委託契約に関する協議が整わなかった場合には、次点の者を繰り上げて、選定できるものとする。

9 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、提出書類が出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本要領に違反すると認められる場合

エ 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 書類提出にあたり、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、参加者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等については返却しない。

(5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(7) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部労働政策課と受託業者とで別途協議し

て決めることとする。

10 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部労働政策課（代表）

電話：098-866-2366 FAX：098-866-2355

E-mail：aa058009@pref.okinawa.lg.jp

※契約保証金について

沖縄県財務規則第101条第2項

（契約保証金）

第101条 令第167条の16 第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12 を乗じて得た額）の100 分の10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3）契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4）法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- （5）物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- （6）随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （7）国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （8）電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- （9）不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （10）県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （11）資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- （12）美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （13）令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。